

各位

会 社 名 株式会社テンポスバスターズ  
代表者名 代表取締役社長 森下 篤史  
( J A S D A Q ・ コード 2 7 5 1 )  
問合せ先 取締役管理部長 森下 和光  
電話番号 0 3 - 3 7 3 6 - 0 3 1 9

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 21 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 7 月 25 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 株主各位の利便性の向上と公告掲載費用の節減をはかるため、当会社の公告方法を日本経済新聞へ掲載する方法から電子公告による公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めたものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 今後の事業拡大に適応した機動的な資金調達を行えるようにするため、当社の発行可能株式総数を 95,432 株から 190,000 株に増加させるものであります。(変更案第 6 条)
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。 )、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり所要の変更を行うものであります。
  - ① 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう会社法施行規則第 94 条第 1 項等の規定に基づき、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設するものであります。(定款変更案第 13 条)
  - ② 会社法第 310 条第 5 項の規定に基づき、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため変更するものであります。(定款変更案第 15 条)
  - ③ 会社法第 370 条の規定に基づき、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、取締役会決議の省略の規定を新設するものであります。(定款変更案第 22 条)
  - ④ 会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって取締役及び監査役の責任を法令に定める範囲で一部免除できる制度を導入することにより、取締役及び監査役が期待される役割を充分発揮できるよう規定を新設するものであります。(定款変更案第 25 条・第 33 条)  
なお、変更案第 25 条の新設に関しましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
  - ⑤ 会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外取締役との責任限定契約及び社外監査役との責任限定契約を新設するものであります。(定款変更案 25 条第 2 項・第 33 条第 2 項)

- ⑥ 会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、剰余金の配当決定機関を取締役会とする旨の規定を新設するものであります。(定款変更案第 35 条)
- (4) ① 上記の他、「会社法」、「整備法」、「会社法施行規則」及び「会社計算規則」の施行に伴い引用する法律条文や用語の変更を行うこととあわせ、必要な規定の加除・修正など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- ② 「整備法」に定める経過処置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で当社定款には以下の定めがあるものとみなされることから、これらに対応する所要の変更を行うものであります。
  - i 当会社を取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め(変更案第 4 条)
  - ii 当会社は株券を発行する旨の定め(変更案第 7 条)
  - iii 当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め(変更案第 8 条)

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 7 月 25 日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 7 月 25 日(火曜日)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、95,432 株とする。ただし株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 7 条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下に同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、190,000 株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者または同日現在の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使することのできる株主もしくは登録質権者または端株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第13条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第15条</u> 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第16条</u> (新設)</p> <p>当会社の取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p><u>第18条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>株主及び代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第17条</u> <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第19条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役社長は、会社を代表する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 <u>当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じ取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第21条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役並びに監査役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第23条 <u>取締役の報酬並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第24条</u> 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第25条</u> (新設)</p> <p>当社の監査役又は監査役の補欠者の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p> <p>(補欠監査役)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、<u>定時株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる</u></p> <p>2 <u>あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p>3 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになり、定時株主総会であらかじめ選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第27条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第28条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、<u>緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第29条</u> 当社の監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会議事録)</p> <p><u>第30条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、<u>議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第27条</u> 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第29条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第30条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の<u>ほか、取締役会において定める監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬<u>並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの<u>年1期とし、営業年度末日を決算期</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(利益配当)</p> <p>第34条 当社の利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び毎決算期最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により毎年10月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法293条15の規定による金銭の分配(以下、中間配当という)を行うことができる。</u></p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の<u>他、監査役会において定める監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>利益配当金及び中間配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの<u>義務</u>を免れるものとする。</p> <p>2 <u>未払いの利益配当金及び中間配当金</u>には利息をつけないものとする。</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第37条 <u>配当財産が金銭である場合は、</u>その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 <u>未払いの剰余金の配当</u>には利息をつけないものとする。</p>

以上